

「子どもを虐待から守る条例」改正(案)に対するご意見と県の考え方

番号	項目	意見の概要	対応区分	意見に対する県の考え方
1	第1条	「三重県子ども条例」について、その後ろに条例番号として「(令和七年三重県条例第四号)」を加えるべきではないか。	①	ご意見のとおり、追記します。
2	第2条第1項第4号	「学校」について、三重県子ども条例では、「学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(大学を除く。)」と規定されているが、本条例では、同様の定義を置かなくてよい。また、学校教育法における「学校」の定義を前提にすると、「学校」には「幼稚園」が含まれているので、「幼稚園」を「学校」と別に明記する必要はないのではないかと。もし特出ししたいのであれば、「幼稚園その他の学校」、「学校(幼稚園を含む。)」など、表記を工夫すべきではないか。	④	関係機関等を分かりやすく定義することが重要と考えており、中間案のとりの表記にしています。
3	第2条第1項第4号	「保育所」について、本条例における用語の意義は児童福祉法で使用する用語の例による(改正後の第2条第2項)とのことなので、本条例における「児童福祉施設」には「保育所」が含まれており、「児童福祉施設」と別に明記する必要はないのではないかと。もし特出ししたいのであれば、「保育所その他の児童福祉施設」など、表記を工夫すべきではないか。また、「認定こども園」についても、児童福祉法における「児童福祉施設」には「幼保連携型認定こども園」が含まれているので、「認定こども園(幼保連携型認定こども園を除く。)」など、表記を工夫すべきではないか。	④	関係機関等を分かりやすく定義することが重要と考えており、中間案のとりの表記にしています。
4	第2条第1項第4号	「配偶者暴力相談支援センター」の定義について、本条例で「配偶者暴力相談支援センター」は第2条第1項第4号にしか出てこないで、「以下同じ。」を「以下この号において同じ。」とすべきではないか。	①	ご意見をふまえ、修正します。
5	第2条第1項第4号	「民生委員」について、児童福祉法第16条第2項により、民生委員は、児童委員に充てられたものとしてされており、「民生委員」と「児童委員」は指し示す対象が同一なので、本条例では、児童虐待と性質上関連の深い「児童委員」のみを明記し、「民生委員」は削るべきではないか。	①	ご意見をふまえ、修正します。
6	第2条第1項第4号	関係機関等の例示の並び順が、類似のものを列挙した児童虐待の防止等に関する法律第5条第1項の並び順と異なっているが、特に児童虐待の防止に当たって重要性が高いと思われる「児童福祉施設の職員」が法律よりも後ろに来ているのは違和感があるので、特に理由がないのであれば、法律の並び順に合わせてはどうか。	①	ご意見をふまえ、修正します。
7	第2条第2項	「この条例で使用する用語」について、既存の三重県条例の類似の規定では、全て「この条例において使用する用語」となっているため、そうしてはどうか。	①	ご意見をふまえ、修正します。
8	第9条の2	第九条の二「県、市町及び関係機関等は、相互に連携し、虐待の早期発見、早期対応に努めなければならない。」とあるが、現場は様々な業務に追われ、忙殺されている。相互に連携するための余裕を持った人員を配置するとともに、どうすれば早期発見できるかを明記すべきではないでしょうか。	③	虐待のおそれを早期発見することは重要であると考えています。条例にはその具体的な方法について規定していませんが、いただいたご意見を参考に、研修等にて早期発見・早期対応の促進を図ってまいります。
9	第9条の2第1項	「早期発見、早期対応」について、2つの用語をつなぐ場合の一般的な法制執務のルールに従い、「早期発見及び早期対応」としてはどうか。	①	ご意見をふまえ、修正します。
10	第11条第4項	「相談先」は、条例で使用する用語として口語的すぎるように思うので、「相談機関」又は「相談窓口」などの用語に置き換えてはどうか。	①	ご意見をふまえ、修正します。
11	第11条第5項	「啓発活動及び情報提供並びに必要な支援」について、「啓発活動及び情報提供」は「必要な支援」と別物ではなく、その一部であるように思うので、「啓発活動、情報提供その他の必要な支援」としてはどうか。	①	ご意見をふまえ、修正します。

番号	項目	意見の概要	対応区分	意見に対する県の考え方
12	第11条第6項	「健康診査の未受診があり」について、あまり条例の表現としてこなれていないように思うので、「健康診査を受診しておらず」などとしてはどうか。 ・「当該子ども」について、「当該」は原則として既出の対象をそのまま捉える場合に使用する用語であり、「子ども」と「乳児若しくは幼児」の意味内容も一致していないので、「当該乳児若しくは幼児」とすべきではないか。	①	ご意見をふまえ、修正します。
13	第12条第1項	「子どもの養育に一定の関与がある者」について、既出の「虐待を受けたと思われる子ども」と同一の子どもであると明確にしたほうがよいと思うので、「子ども」を「当該子ども」としてはどうか。また、「関与がある」と言い切るのは実際の事案において難しい場合もあることも想定されるので、「関与がある者」を「関与があると認められる者」としてはどうか。(第12条第3項も同様)	①	ご意見をふまえ、修正します。
14	第12条第1項	「当該子どもの安全を確認した場合はこの限りではない」は、法令における一般的な同様の表現に合わせて、「当該子どもの安全を確認した場合は、この限りでない」とすべきではないか。	①	ご意見をふまえ、修正します。
15	第12条第4項	「一時保護」について、第12条第5項で「法第八条第二項第一号の規定による一時保護」と規定されているが、第4項の「一時保護」も同内容なのであれば、第4項において「法第八条第二項第一号の規定による一時保護(以下「一時保護」という。)」とすべきではないか。そうすれば、第16条で改めて「法第八条第二項の規定により一時保護が行われた」と表記する必要もなくなり、以下の条文では単に「一時保護」と表記すれば済むこととなる。	①	ご意見をふまえ、修正します。
16	第12条第5項	「法第八条の二第一項の規定による出頭要求、法第九条第一項の規定による立入りによる調査又は質問並びに法第九条の三第一項の規定による臨検又は搜索及び同条第二項の規定による調査又は質問」について、法では都道府県知事の権限とされているが、この条文の主語は、「児童相談所長」でよいのか。仮に知事が実際には児童相談所長に命じて行わせるとしても、「権限を行使する」のは知事だと思われ、法第10条第1項の規定ぶりとも整合が取れていないので、主語を「知事又は児童相談所長」とするなど、整理が必要ではないか。(第12条第6項も同様)	①	ご意見をふまえ、「児童相談所長(知事から権限の委任を受けた場合を含む。以下同じ)」という表記に変更します。
17	第12条第5項	「法第九条第一項の規定による立入りによる調査又は質問」について、法の表現に合わせて、「法第九条第一項の規定による立入り及び調査又は質問」としてはどうか。(第12条第6項も同じ。)	①	ご意見をふまえ、修正します。
18	第12条第5項	「(次項において「臨検等」という。)」について、「法第九条の三第一項の規定による臨検又は搜索及び同条第二項の規定による調査又は質問」を指すとは思われるが、どこまでが略称の範囲が不明確なので、「臨検等(法第九条の三第一項の規定による臨検又は搜索及び同条第二項の規定による調査又は質問をいう。次項において同じ。)」などと表記を工夫してはどうか。	①	ご意見をふまえ、修正します。
19	第12条第6項	「法第十条第一項の規定に基づき」について、読みやすさの観点から、「法第十条第一項の規定に基づき、」としてはどうか。	①	ご意見をふまえ、修正します。
20	第12条第6項	第12条第6項は、法第10条第1項と規定内容がほぼまったく同一であり、改めて条例で規定する必要はあるのか。規定するのであれば、これこれの要件の場合には「援助を求めるものとする」など付加的な内容にしたほうがよいのではないか。	③	県としては、法の規定に基づく対応の徹底を図ることが重要と考えており、中間案のとおり規定しています。

番号	項目	意見の概要	対応区分	意見に対する県の考え方
21	第13条第3項	第13条第3項を削除することとしているが、「子どもを虐待から守る家」は三重県独自の仕組みであり、指定の実績も200件以上あるということであるのに、廃止してしまうてよいのか。	②	新たな子どもの相談窓口として、SNSを活用した相談対応の取組の促進が重要と考えており、第15条において新たな条項を追記しています。現行の「子どもを虐待から守る家」については、条項としては廃止をしますが、附則において、なお効力を有することを規定しています。
22	第16条第2項	「一時保護解除」について、法の表現に合わせて、「一時保護を解除」とすべきではないか。	①	ご意見をふまえ、修正します。
23	第16条第2項	「当該一時保護が(……)警察と連携した事案」について、一時保護自体は事案ではないと思われるので、「当該一時保護が(……)警察と連携した事案に係るもの」としてはどうか。	①	ご意見をふまえ、修正します。
24	第17条	第17条「虐待を行った保護者への指導等」に関して、条文は「指導の徹底」「継続的支援」につとめるという記述があるが、積極的な罰則規定などを設ける必要があるのではないか。	④	基本的考え方(第三条第二項)において、虐待の防止に当たっては、子育て家庭が孤立しない社会の実現に向けて取り組むことを規定し、これを基本方針としているため、罰則規定は設けず、「虐待の再発を防ぐため」の保護者指導の徹底及び「必要な継続的支援」を新たに盛り込んでいます。
25	第18条第2項	「子どもが意見を表明することができ、かつその意見が適切に反映されるよう」について、法令における一般的な「かつ」の用例に即して、「子どもが意見を表明することができ、かつ、その意見が適切に反映されるよう」とすべきではないか。	①	ご意見のとおり、修正します。
26	第18条第3項	2か所「児童」という表記があるが、本条例では、法でいう「児童」を「子ども」と定義しているので、「子ども」で統一すべきではないか。	①	ご意見のとおり、修正します。
27	第18条第3項	「意見聴取等措置の対象となる児童の(……)措置を行うこと」について、日本語として違和感があるので、「意見聴取等措置の対象となる子どもに係る(……)措置を行うこと」としてはどうか。	①	ご意見をふまえ、分かりやすさを重視した表記に修正します。
28	第18条第3項	「児童福祉法第二十七条第一項第三号」について、児童福祉法は本規定で既出なので、「同法第二十七条第一項第三号」とすべきではないか。	①	ご意見のとおり、修正します。
29	第19条	第19条「社会的養育及び自立支援」について、老朽化した児童養護施設の居住環境を整え(新築、改築、改修など)、児童生徒の暮らしやすさに配慮するような文言を加えてもいいのではないか。	③	ご意見については参考にさせていただきます。施設整備については、別途「三重県社会的養育推進計画」に基づいて整備等の対応について取り組んでまいります。
30	第19条第2項	「安心した生活を送る」について、条例の表現としてこなれていないと思うので、「安心して生活を送る」としてはどうか。	①	ご意見のとおり、修正します。
31	第19条第3項	「生活及び就労」について、対象を明確にするため、「その生活及び就労」としてはどうか。	①	ご意見のとおり、修正します。
32	第21条	今回の改正案に示された内容を具体化するために、新たに知事が定めるとした「基本計画」(第21条)にどのような内容が示されるのかが、重要となってくる。その策定のさいにも幅広い意見聴取とていねいな議論が必要である。	③	具体的な施策についての基本方針及び必要な事項は、条例に基づいて策定する計画に基づいて定めることとしており、いただいたご意見を参考にさせていただきます。
33	第21条	今回の改正案に示された内容を具体化するために、新たに知事を定めるとした「基本計画」(第21条)に、どのような内容が示されるのかが重要だと考えます。また、その策定の際にも、幅広い意見聴取と丁寧な議論が必要だと考えます。	③	同上
34	第21条	今回の改正案に示された内容を具体化するためには、新たに知事が定めるとした第21条の「基本計画」にどのような内容が示されるのかが、大変重要となってくる。策定の際には、幅広い意見聴取とていねいな議論が必要であると考えます。	③	同上

番号	項目	意見の概要	対応区分	意見に対する県の考え方
35	第21条	今回の改正案に示された内容を具体的にするためには、知事が新たに定めるとした基本計画に、どのような内容が盛り込まれるのかがとても重要になってくると思いました。その基本計画を策定する際にも、幅広く意見を聴き取り、丁寧に議論していってもらうことが大切であると思いました。	③	同上
36	第21条	今回の改正案に示された内容を具体化するために、新たに知事が定めるとした「基本計画」(第21条)にどのような内容が示されているのかが、重要となってくる。その策定の際にも幅広い意見聴取とていねいな議論が必要である。	③	同上
37	第22条	「子どもの福祉に関連する職務に従事する関係者」について、第22条では、類似の対象を指し示すと思われる「子どもの福祉に職務上関係のある者」が出てきて紛らわしいので、どちらかに表記を統一してはどうか。また、その場合、「職務関係者」については、第2条第1項第4号中で略称として定義するか、同項に新たに号を設けて定義してはどうか。なお、「子どもの福祉に関連する職務に従事する関係者」は、あまり条例の表現としてこなれていないように思うので、「子どもの福祉に関連する職務に従事する者」としてはどうか。	①	ご意見をふまえ、第22条の「子どもの福祉に関する職務に関係のある者」については、第2条第1項第4号「関係機関等」の中に含まれることから、第22条は削除し、整合を図ります。
38	第22条	「医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、児童委員その他子どもの福祉に職務上関係のある者」について、類似のものを列挙している第2条第1項第4号の規定と、列挙されているものやその順番、表記について整合が取れていないので、整合を取ってはどうか。	①	同上
39	第23条第1項	「前項の規定に基づく」について、捉えたいのは「虐待に係る情報」だけでなく、情報の共有や連携すること全体だと思われるので、「前項の規定に基づき」としてはどうか。	①	ご意見をふまえ、修正します。
40	第25条第1項	見出し(「要保護児童対策地域協議会における支援体制の整備」と本文(「要保護児童対策地域協議会等の活用により」)が合っていないので、見出しを「要保護児童対策地域協議会等における支援体制の整備」とするか、本文で想定されるものが要保護児童対策地域協議会以外にないのであれば「等」を削ってはどうか。	①	ご意見をふまえ、修正します。
41	第28条第1項	充実すべき支援や体制の強化、連携する関係機関等を増やすこと等が明記されているが、業務量に見合う人員確保等の保障がきわめて重要である。	②	子どもを虐待から守るため、人員確保を含めた児童相談体制整備は重要であると考えており、人材の養成(第28条)(※修正案では第27条)において、児童相談所等における相談支援体制を整備するとともに、職員の資質の向上のみならず、職員の確保を図る旨を規定しています。
42	第28条第1項	充実すべき支援や体制の強化、連携する関係機関等を増やすこと等が明記されているが、業務量に見合う人員の確保が極めて重要である。学校園において、ただでさえ人員不足が喫緊の課題となっているいま、子どもたちへのきめ細やかなケアをするためにも、人員確保について明記したうえで施策を進めていくべきと考える。	②	同上
43	第28条第1項	第28条「人材の養成等」について、職員に体系的、計画的な研修を行うのは結構なことだが、質だけでなく、職員の人数の確保にも注力していただきたい。また、そのための財政的措置を講ずることは当然であるから、その旨を条例に記載すべきである。	②	同上
44	第28条第1項	充実すべき支援や体制強化、連携する関係機関等を増やすこと等が明記されているが、業務量に見合う人員確保等の保障がきわめて重要である。	②	同上
45	第28条第1項	支援を充実させることや関係機関との連携の強化等が示されていましたが、その分、業務量も相当なものになると想像します。それに見合うだけの人員をいかに確保していくかもとても重要だと思いました。	②	同上

番号	項目	意見の概要	対応区分	意見に対する県の考え方
46	第28条第1項	第九条の二「県、市町及び関係機関等は、相互に連携し、虐待の早期発見、早期対応に努めなければならない。」とあるが、現場は様々な業務に追われ、忙殺されている。相互に連携するための余裕を持った人員を配置するとともに、どうすれば早期発見できるかを明記すべきではないでしょうか。	③	同上
47	第28条第2項	「前項の規定を実施するに当たっては」について、「規定を実施する」という表現は法令であり見かけるものではなく、違和感があるので、「前項の規定に基づく取組を実施するに当たっては」とするなど、表記を工夫してはどうか。	①	ご意見をふまえ、修正します。
48	第28条第2項	「体系的、計画的に」について、法令の一般的な表現に合わせて、「体系的かつ計画に」とすべきではないか。	①	ご意見をふまえ、修正します。
49	第28条第3項	「効果的に連携が実施されるよう」について、この改正だと、改正前は「事業又は活動」が効果的に実施されるための人材の養成について規定されていたものが、「効果的な連携」のための人材の養成に矮小化されてしまうおそれがあるように思うので、「連携して効果的に実施されるよう」とするなど、表記を工夫してはどうか。	①	ご意見をふまえ、修正します。
50	第28条第4項	「法第四条第五項の規定に基づく検証」について、法第4条第5項には、「分析」や「調査研究」も規定されているが、それは捉えなくてよいのか(特に、本項において想定されてる死亡事例等の「児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例」については「分析」と規定されている。)。法に忠実に引っ張ってくるなら、「法第四条第五項の規定に基づく分析並びに調査研究及び検証」としてはどうか。	①	ご意見をふまえ、修正します。
51	第28条第4項	「重大事例の再発防止に関する取組」について、条例の表現としては簡略化しすぎているように思うので、「重大な事例の再発の防止に関する取組」又は「重大な事例の再発を防止するための取組」などとしてはどうか。	①	ご意見をふまえ、修正します。
52	第29条	第二十九条(調査研究等)に「複数」の虐待事例を調査研究し、防止策を検討する旨を追加すると良いと考える。 具体的には、関係機関等で複数症例を概観的に調査研究する体制を構築し防止策提言につなげること、三重県が全国に先駆けて実施している「予防のための子どもの死亡検証(CDR)」と連携し死亡事例等の重大事例の再発防止に資することを追加することが考えられる。 なお、これらは【改正の方向性】「①体制づくり・未然防止の取組の推進」に関連する事項と考える。	③	児童相談所等の職員が専門的な知識、技術等を身につけ、子どもを虐待から守ることについて重要な責務を担っていることから、県は調査研究を行い、その結果を検証することは必要であると考えています。事例の数等については規定していませんが、具体的な取組については、いただいたご意見を参考にさせていただきます。
53	全般	これらの施策を推進していく為には、財政面の保障がなされるべきです。今回の改正案の中には、それが明記されていなかったもので、記載されるべきだと思いました。児童虐待の再発を防止するという取組は必要であると思いますし、切れ目のないものにしていくことが重要です。そのためには、人員やそれに伴う財政面の確保が必須であると思います。	①	子どもを虐待から守るための施策を推進するため、財政上の措置については、ご意見をふまえ、追加します。
54	全般	児童虐待の再発防止と児童虐待対応のさらなる強化を図ることは必要なことであると考えますが、条例には、施策を推進していくための財政面の保障に関する条項がないため、追加するべきであると考えます。虐待防止の対応強化には、虐待防止に対応するための人員が必要不可欠です。そのため、現在進められている「三重県子ども条例」の改正においても「県は財政上の措置を講ずるよう努める」との条項が追加されているため、「子どもを虐待から守る条例」の改正においても、同様に記述されることを求めます。	①	同上
55	全般	施策推進のための財政面の保障に関する条項がないので追加するべきである。今般の「三重県子ども条例」の改正においても「県は財政上の措置を講ずるよう努める」との条項が追加されているので、同様に記述されることを求める。	①	同上

番号	項目	意見の概要	対応 区分	意見に対する県の考え方
56	全般	施策推進のための財政面の保障に関する条項がないため、確実に保障し、一人でも多くの子どもたちを虐待から守るためにも、追加して明記すべきと考える。「三重県子ども条例」の改正においても、「県は財政上の措置を講じるよう努める」との条項が追加されているため、同様に記述されることを求める。	①	同上
57	全般	第28条「人材の養成等」について、職員に体系的、計画的な研修を行うのは結構なことだが、質だけでなく、職員の人数の確保にも注力していただきたい。また、そのための財政的措置を講ずることは当然であるから、その旨を条例に記載すべきである。	①	同上
58	全般	施策推進のため財政面の保障に関する条項がないので、追加すべきである。「三重県子ども条例」の改正においても「県は財政上の措置を講ずるよう努める」との条項が追加されているので、同様に記述されることを強く求める。	①	同上
59	全般	充実すべき支援や体制の強化、連携する関係機関等を増やすこと等が明記されているが、施策推進のための財政面の保証がきわめて重要である。 施策推進のための財政面の保障に関する条項がないので追加すべきである。今般の「三重県子ども条例」の改正においても「県は財政上の措置を講ずるよう努める」との条項が追加されているので、同様に記述されることを求める。	①	同上